

副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 電源開発株式会社外1名

答弁書

平成26年6月26日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

〒100-6310 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号

丸の内ビルディング10階

岩田合同法律事務所

電話 03-3214-6205

FAX 03-3214-6209

被告電源開発株式会社訴訟代理人弁護士

溝呂木 商太郎

同弁護士 竹内 洋

同弁護士 伊達 聰子

同弁護士 田子 真也

同弁護士 吉原 朋成

同弁護士 坂本倫子

〒105-0004 東京都港区新橋二丁目4番2号

新橋アオヤギビル7階

山内喜明法律事務所

電話 03-3593-2034

FAX 03-3593-2036

被告電源開発株式会社訴訟代理人弁護士 山内喜明

(送達場所)

〒100-0006 東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビルディング北館9階

弁護士法人三宅法律事務所 東京事務所

電話 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

被告電源開発株式会社訴訟代理人弁護士 谷健太郎

同弁護士 井上響太

〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目20番13号

長屋文裕法律事務所

電話 03-6891-1021

FAX 03-6891-1022

被告電源開発株式会社訴訟代理人弁護士 長屋文裕

〒100-0004 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

大手町ファーストスクエアWest 18階

島田法律事務所

電話 03-3217-5100

FAX 03-3217-5101

被告電源開発株式会社訴訟代理人弁護士 圓道至

同弁護士 福谷賢典

目 次

第 1 請求の趣旨に対する答弁	9
1 本案前の答弁	9
2 本案に対する答弁	9
第 2 本案前の答弁の理由	9
1 「地方自治体の存立を維持する権利（地方自治権）に基づく差止請求」権は我が国法体系上観念不能であり、不適法である	9
2 原告の差止請求に係る訴えは権利保護の要件を欠く不適法なものである	12
第 3 請求の原因に対する認否	14
1 「第 1 章 はじめに」について	14
2 「第 2 章 本件訴訟の法的根拠」について	15
3 「第 3 章 原発の仕組みと放射能の危険」について	17
4 「第 4 章 福島第一原発事故の原因と被害」について	18
5 「第 5 章 福島第一原発事故による自治体の被害」について	
	21
6 「第 6 章 旧安全審査指針類にも新規制基準にも、重大な不備・欠陥があり安全性は確保されない。」について	24
7 「第 7 章 大間原発の具体的危険性（その 1）想定地震の問題点」について	27
8 「第 8 章 大間原発の具体的危険性（その 2）テロ対策は不可能である」について	30
9 「第 9 章 大間原発の具体的危険性（その 3）シビアアクシ	

デント対策には限界がある」について	3 2
1 0 「第 1 0 章 大間原発で過酷事故が発生した場合の函館市 の損害」について	3 5
1 1 「第 1 1 章 結論」について	3 8

略語例

原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和32年法律第166号) ただし、平成24年法律第47号による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律と同改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との両方を含む概念として用いることがある。
改正前原子炉等規制法	平成24年法律第47号による改正前の原子炉等規制法
実用炉規則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第5号)
設置許可基準規則解釈	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈 (平成25年6月19日原子力規制委員会決定)
立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて (昭和39年5月27日原子力委員会決定)
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会決定)
安全評価審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会決定)

重要度分類審査指針	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会決定)
耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針 (平成18年9月19日原子力安全委員会決定)
設置変更許可	原子炉等規制法43条の3の8第1項に規定する、又は改正前原子炉等規制法26条1項に規定する変更の許可
工事計画認可	原子炉等規制法43条の3の9第1項に規定する、又は電気事業法47条1項に規定していた工事の計画の認可。 ただし、原子炉等規制法43条の3の9第2項に規定する、又は電気事業法47条2項に規定していた工事の計画の変更認可を示す又は含む場合がある。
使用前検査（の合格）	原子炉等規制法43条の3の11第1項に規定する、又は電気事業法49条1項に規定していた使用前検査（の合格）
保安規定認可	原子炉等規制法43条の3の24第1項に規定する、又は改正前原子炉等規制法37条1項に規定していた保安規定の認可
本件原子力発電所	大間原子力発電所
本件原子炉	本件原子力発電所に係る原子炉等規制法で定める原子炉
本件敷地	大間原子力発電所原子炉設置許可申請書記載の本件原子力発電所の敷地。大間原子力発電所原子炉設置許可申請書とは、被告電源開発株式会社が平成16年3月18日付で経済産業大臣に対して提出した大間原子力発電所原子炉設置許可申請書及び添付書類に、平成17年6月3日付同

申請書本文及び添付書類の一部補正、平成18年2月17日付同申請書添付書類の一部補正、同年10月24日付同申請書本文及び添付書類の一部補正、平成19年3月28日付同申請書本文及び添付書類の一部補正並びに平成20年3月17日付同申請書本文及び添付書類の一部補正を加えたものをいう。

東北地方太平洋沖地震	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
福島第一原子力発電所事故	東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波に起因して生じた事故
BWR	<u>B</u> oiling <u>W</u> ater <u>R</u> eactor（沸騰水型原子炉）
ABWR	<u>A</u> dvanced <u>B</u> oiling <u>W</u> ater <u>R</u> eactor（改良型沸騰水型原子炉）
格納容器	原子炉格納容器
圧力容器	原子炉圧力容器
MOX燃料	ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
(株)	株式会社

平成26年(行ウ)第152号大間原子力発電所建設差止等請求事件について、被告電源開発株式会社(以下「被告電源開発」という。)は次のとおり答弁する。

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件訴えのうち原告の被告電源開発に対する請求に係る訴えを却下する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

2 本案に対する答弁

- (1) 原告の被告電源開発に対する請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 「地方自治体の存立を維持する権利(地方自治権)に基づく差止請求」権は我が国法体系上觀念不能であり、不適法である
原告は「地方自治体の存立を維持する権利(地方自治権)に基づく差止請求」(訴状46頁4行目、5行目)を行うとして、憲法94条を掲記する(同頁18行目)。同条は団体自治すなわち「地方事務の処理が、地方民によって構成せられ、法律上國家からいちおう独立したものと認められる団体を通して行われ、その団体自身の機関により、団体の名と責任とにおいて行われること」(清宮四郎「憲法I」第3版82頁、83頁)の規定である。

憲法による地方自治の保障は、団体自治と住民自治すなわち自己統治（93条）との2つの意味を持つ地方自治の本旨（92条）（清宮上掲、法学協会編「註解日本国憲法」下巻107頁、官澤俊義・芦部信喜「全訂日本国憲法」759頁、佐藤功「ポケット註釈全書憲法」（下）〔新版〕1205頁等参照）の制度的保障である（成田頼明「地方自治の保障」日本国憲法体系第5巻135頁、287～300頁、清宮上掲、芦部信喜・高橋和之補訂「憲法」第5版356頁）。

このことから「地方自治の本旨は、地方公共団体に固有の権利を保障するものでなく、言い換えれば自治権が侵されても権利侵害として裁判所に主観的な訴訟を提起することはできない。」とされている（田上穰治「地方自治の本旨」地方自治30年記念自治論文集1頁、2頁）。自治体の存続について述べると、憲法が保障するのは制度としての地方公共団体の存在の保障であって個々の地方公共団体において存立する権利を認めるものではない。これについては「憲法92条は、制度としての地方公共団体の存在を保障しているから、法律で地方公共団体の存在そのものを廃止することは許されない。したがって、柳瀬教授のように、緊急事態の下で一切の地方公共団体を廃止し、すべての行政を官治行政とすることも憲法の禁ずるところでない」と解することには賛成できない。しかしながら、地方公共団体の存在の保障は、制度としての地方公共団体の存在の保障であって、個々の地方公共団体の存立の権利の保障ではない。したがって、たとえば、都道府県の廃置分合を法律で定めたり（自治法6条）、地方自治法7条の特例として、関係市町村の意に反する市町村の廃置分合を法律で定めたりすることは、それ自体92条に違反するわけではない。（成田上掲290頁、291頁）と明瞭に述べられているところである。

実際に憲法92条を受けて地方公共団体の組織及び運営について

定める地方自治法にも、地方自治体の存立を維持する権利という意味での「地方自治権」についての規定はなく、かえって法律による地方公共団体の廃置分合の規定があるのである。

ましてや法体系の観点からみても、憲法の地方自治に関する規定は地方統治のありかたを規律するものであり、地方公共団体が私法上の請求権を持つ淵源になどなりようもない。したがって、「地方自治権」に基づく私法上の請求権はおよそあり得ない。しかるに原告の主張は、地方公共団体において、その域外で一私人が行為する場合にこれを差し止める私法上の権利としての「地方自治権」を有するとのものといえ、およそ我が国法上觀念し得る地方自治の範疇外のものである。

また、原告は、「地方自治体を生命体になぞらえ」と主張（訴状47頁12行目）して、法人である地方公共団体に自然人と同様に人格権に基づく差止請求権が帰属し得るかのように述べている。しかしながら、生命・身体を被侵害利益とする人格権に基づく差止請求権が権利性を認められる理由は、自然人の生物学的意味の生命・身体が極めて重大な保護法益であることによるものである（原告引用の仙台高等裁判所平成11年3月31日判決の原審である仙台地方裁判所平成6年1月31日判決（判例時報1482号3頁）は、「およそ、個人の生命・身体が極めて重大な保護法益であることはいうまでもなく」と述べている。）ところ、法人は自然人と異なり生物学上のヒトの個体ではなく、法技術的な存在にすぎないのであって生物学的意味の生命・身体を持つものではなく、その比喩的な「生命」主張はどこまで行っても比喩にすぎない。したがって、法人はかかる内容の人格権に基づく差止請求権の帰属主体たり得ない。

よって、原告の主張する「地方自治体の存立を維持する権利（地方自治権）に基づく差止請求」権は我が国法体系上觀念不能な権利であ

り、訴えは不適法なものであって却下を免れない。

2 原告の差止請求に係る訴えは権利保護の要件を欠く不適法なものである

原告は、本件原子力発電所の建設、運転により原告の権利が侵害される具体的危険にさらされている旨主張し、その侵害を予防するため、本件原子力発電所の建設、運転の差止めを求めている（訴状48頁7～22行目）。原告の差止請求に係る訴えが、将来給付の訴えであるか現在給付の訴えであるかは明らかではないが、以下に述べるとおり、いずれにせよ権利保護の要件を欠く不適法なものである。

まず、将来給付の訴えにおいては、侵害行為の違法性などが流動的で複雑な将来の事実関係に左右され、請求の成否があらかじめ明確に認定できない場合、その請求権は将来給付の訴えにおける請求権としての適格を欠いている（最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369頁・判例時報1025号39頁同旨）。そして、侵害行為の違法性やそれによる損害の有無、程度は、被害の防止、軽減の諸方策やその実施状況等の複雑多様な因子に左右されるため、侵害行為が具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づき成否及び内容を判断すべきものであり、それが判断できる状況にない場合、そのような請求に係る訴えは権利保護の要件を欠くものとして却下されるべきである（前掲最高裁判決同旨）。

また、現在給付の訴えにおいては、客観的な事実関係に立って近い将来の侵害のおそれが確実に予測されることが必要であり、危険や侵害状態が主張どおりに発生するかを確実に予測することが困難で、侵害の予防措置の必要性、相当性を的確に判断できない場合、そのような差止請求は、侵害に対する予防請求の成立要件の具備を的確に判断

することが困難な状態にあるというべきであり、権利内容が不明確かつ未成熟の状態にある権利に基づく請求であるから、そのような請求に係る訴えは権利保護の要件を欠く不適法なものとして却下されるべきである（東京高等裁判所平成2年6月27日判決・高等裁判所民事判例集43巻2号100頁・判例時報1369号98頁同旨）。

しかるに、本件原子力発電所は、いまだ建設工事の途上で、設置変更許可の申請もなされていない状況下にある。すなわち、原子炉等規制法の改正や設置許可基準規則等の新しい基準の制定により、本件原子力発電所も、既設の他の原子力発電所と同様に、今後、原子炉等規制法に基づく設置変更許可、工事計画認可、使用前検査、保安規定認可等の各許認可を経なければ本件原子炉に燃料が装荷されるには至らない。そして、被告電源開発が本件原子力発電所において講ずる安全確保対策は、設置変更許可やこれに続く各許認可を経ながら各種の専門技術的な検討等を行っていかなければ、その諸方策の内容や実施状況は確定的にはならず、その適否等を前提に特定され得る侵害行為や侵害のおそれも明らかにならない。そのため、原告の差止請求において問題となるべき種々の要素は、現状では全く具体的になっておらず、今後行われていく各種の専門技術的な検討等を待たずに現時点で一義的に明確にすることはできない。

したがって、かかる状況下における原告の差止請求は、請求権としての適格を欠くものであり、また、権利内容が不明確かつ未成熟の状態にある権利に基づく請求である。

よって、原告の差止請求に係る訴えは、権利保護の要件を欠く不適法なものであって却下を免れない。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1章 はじめに」について

(1) 「第1 原発事故で深く傷つけられた被災自治体」について

我が国の原子力発電所について原子炉設置許可処分の取消しや建設・運転の差止めを求める訴訟が提起されたことがあること、東北地方太平洋沖地震が平成23年3月11日に発生し、その後に福島第一原子力発電所事故が発生したこと、本件訴訟は函館市が原告となって提起したものであること、原告が北海道南部に位置し、その人口が約27万人であること、同事故が住民の生活や同発電所周辺の地方公共団体の活動に影響を与えたこと、同事故を受けて、住民に対する支援のために活動を行っている地方公共団体があること、双葉町、大熊町及び浪江町の全域が避難指示区域に設定されたこと、同事故後に南相馬市の人口が減少したことは認め、その余は不知ないし争う。

(2) 「第2 はじめての自治体訴訟に踏み切る函館市の決意」について

不知。

ただし、平成24年10月に公表された原告の市長の声明として訴状に引用されている記載とおおむね同様の記載が原告のホームページに「平成24年11月における市の表明」として掲載された中にあることは認める。

(3) 「第3 本件訴訟提起は、北海道南部の自治体と住民の総意である」について

平成20年4月23日に本件原子力発電所の原子炉設置許可処分がなされ、その後に建設工事が着工されたこと、被告電源開発が東北地方太平洋沖地震の発生を受けて本件原子力発電所の本体の建設

工事を休止していたこと、枝野幸男経済産業大臣（当時）が平成24年9月15日に青森市において三村申吾青森県知事及び青森県内の原子炉施設の立地する市町村の首長（当時）らと面談した際、建設中の発電所は経済産業省として設置許可、工事計画認可したものであり、これを変更する考えはないとしたこと、函館市議会が同月に本件原子力発電所建設の無期限凍結を求めるとの決議を行ったこと、被告電源開発が本件原子力発電所の建設工事を再開することを決定し、同年10月1日に工事再開を伝えるため函館市役所を訪問したこと、原告が上記の被告電源開発による訪問について訴状に記載されている説明を行ったこと、原告の市長らが同月15日に被告電源開発を訪問して本件原子力発電所建設の無期限凍結を求める要請書を手渡したこと、同市長らが同日に経済産業省ほかに対し本件原子力発電所建設の無期限凍結を求める要請書を提出したこと、同市長らが平成25年2月19日に経済産業省ほかに対し本件原子力発電所建設の無期限凍結を求める要請書を提出したことは認め、その余は知らないし争う。

2 「第2章 本件訴訟の法的根拠」について

(1) 「第1 設置許可無効確認（請求の趣旨1項）」及び「第2 義務付け訴訟（請求の趣旨2項）」について

いずれも被告国に対する訴えに関する主張であり、被告電源開発において認否の限りでない。

(2) 「第3 建設差止（請求の趣旨3項）」について

ア 「1 差止請求の根拠となる権利について」について

(ア) 「(1) 地方自治体の存立を維持する権利（地方自治権）に基づく差止請求」について

訴状に記載されている各判決が人格権に基づく差止請求の法理を認めている（ただし、いずれも「平穏な日常生活」を人格権として例示するものではない。）こと、原告が行政主体であり地方公共団体であること、憲法上地方自治制度が保障されていること、原子力発電所において重大事故が発生した場合には周辺の公衆に放射線障害を与えるおそれがあること、福島第一原子力発電所事故により立入規制を伴う帰還困難区域等が設定されていること、同区域外に事務所、出張所を置いている地方公共団体があることは認め、その余は知らないし争う。

(イ) 「(2) 所有権に基づく妨害予防請求としての差止請求」について争う。

ただし、物権の内容の実現が妨げられ又は妨げられるおそれがある場合に、物権を持つ者がその事態を生ぜしめている者に対しその妨害を除去又は予防するのに必要な行為を請求できる権利である物権的請求権が一定の要件のもとに認められていることは認める。

イ 「2 大間原発建設により原告の権利が侵害される具体的危険性」について

(ア) 「(1) 原告の地方自治権の侵害」について争う。

(イ) 「(2) 原告の所有権の侵害」について争う。

なお、「原告は、本件原子炉から20数キロメートルないし50数キロメートルの範囲内の地域に市有地・市庁舎・学校・公民館・保健所・体育館・運動場等の不動産をはじめとする多数の財産を所有している。」との主張は、各不動産の種類、個数及びそれぞれの正確な位置の主張がなく、所有権に基づく請求原因の主張として具体性

を欠くので認否できない。

3 「第3章 原発の仕組みと放射能の危険」について

(1) 「第1 原子力発電の仕組み」について

認める。

(2) 「第2 改良型沸騰水型（A B W R）原子力発電のしくみ」について

おおむね認める。

ただし、格納容器については、BWRのそれは鋼鉄製であるが、ABWRのそれは鉄筋コンクリート製であり、内部に鋼製ライナが貼り付けられている。また、ABWRの再循環ポンプは圧力容器底部に直接取り付けられている。

(3) 「第3 核分裂のメカニズムとコントロール」について

おおむね認める。

ただし、ウラン235が核分裂した際に2ないし3個の中性子が生じるのは、ウラン235の原子核を構成する中性子の一部が核分裂に伴い放出されるためであり、核分裂によって中性子が作られるわけではない。

(4) 「第4 原子力発電について高度の安全性が要求される理由」について

原子力発電が蒸気を発生させて当該蒸気によりタービンを回転させて発電するという点で火力発電と異なるところがないこと、原子力発電所はその運転に伴い生じる放射性物質が事故により環境中に異常に放出されることのないよう安全性が要求されることは認め、その余は争う。

4 「第4章 福島第一原発事故の原因と被害」について

(1) 「第1 福島第一原発事故を論じる意義」について

平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う津波が発生したこと、その後に福島第一原子力発電所事故が発生したことは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「第2 福島第一原発事故の内容」について

ア 「1 福島第一原発の施設概要」について

認める。

イ 「2 事故の経過」について

平成23年3月11日14時46分に三陸沖（牡鹿半島の東南東約130km付近）深さ約24kmを震源とするM（マグニチュード）9の東北地方太平洋沖地震が発生したこと、同地震発生時に東京電力（株）福島第一原子力発電所1ないし3号機が運転中であり、同4ないし6号機が定期点検中であったこと、同1ないし3号機が同地震の地震動の検知により直ちに原子炉緊急停止（スクラム）したこと、同地震により同発電所の外部電源が喪失したこと、同1ないし6号機の非常用ディーゼル発電機が自動起動したこと、津波により同1、2及び4号機が全電源喪失に至り、同3及び5号機が全交流電源喪失に至ったこと、国会事故調査委員会報告書に同1号機の非常用ディーゼル発電機A系の電源喪失の原因が津波ではないとの記載があること、同1ないし3号機において炉心が溶融したこと、東京電力（株）が同年5月12日に同1号機において炉心溶融が生じているとみられる旨発表したことは認め、その余は知らないし争う。

(3) 「第3 福島第一原発事故の原因」について

ア 「1 はじめに」について

知らないし争う。

イ 「2 地震に対する耐力不足（国会事故調報告書26頁以下、59頁以下）」について

国会事故調査委員会報告書に訴状に引用されている記載とおおむね同様の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

ただし、東京電力(株)による仮想塩屋崎沖の地震の想定に係る記載（訴状56頁6行目、7行目）及び貞觀地震の揺れについての評価に係る記載（同頁15～20行目）は、国会事故調査委員会報告書には存在しない。

ウ 「3 機器、配管が地震で損傷したことが合理的に推測される（国会事故調報告書207頁以下）」について

国会事故調査委員会報告書に訴状に引用されている記載とおおむね同様の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

エ 「4 国会事故調が、地震が事故原因である可能性を認めたことの意義」について

国会事故調査委員会報告書59頁に訴状に引用されている記載があること、同報告書の提言6に訴状に引用されている記載があることは認め、その余は知らないし争う。

オ 「5 国会事故調の求めた安全策の強化と未解明問題のフォローアップ」について

国会事故調査委員会報告書の提言6に訴状に引用されている記載があることは認め、その余は知らないし争う。

カ 「6 国会事故調元委員と協力調査員による継続的検討」について

「科学」2013年9月号に訴状に記載されている田中三彦氏及び伊東良徳氏の執筆記事が掲載されたこと、田中三彦氏による国会

宛て申入書面に訴状に引用されている記載があること、「科学」2014年3月号（電子版）に訴状に記載されている伊東良徳氏の執筆記事が掲載されたこと、東京電力（株）が平成25年12月に原子力規制委員会に対して行った福島第一原子力発電所事故の未確認事項等の調査等に係る第1回進捗報告の中に発電所敷地への津波の到達時刻の記載があること、伊東良徳氏のホームページに訴状に引用されている記載とおおむね同様の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

キ 「7 津波対策の不備（国会事故調報告書27頁、82頁以下）」について

国会事故調査委員会報告書に訴状に引用されている記載とおおむね同様の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

ただし、地震調査研究推進本部が日本海溝沿いのどこでもM8クラスの津波地震が発生すると予測した長期評価を発表した旨の記載（訴状65頁19～21行目）、及び東京電力（株）が福島第一原子力発電所敷地の想定津波高の計算結果を平成23年3月7日まで原子力安全・保安院に提出せず、原子力安全・保安院もこれを自ら公表しなかった旨の記載（訴状66頁2～5行目）は、国会事故調査委員会報告書には存在しない。

ク 「8 國際水準を無視したシビアアクシデント対策（国会事故調報告書28頁、95頁以下）」について

国会事故調査委員会報告書に訴状に引用されている記載とおおむね同様の記載があることは認め、その余は知らないし争う。

ただし、IAEA（国際原子力機関）の提示する5層の深層防護の考え方は、おおむね訴状に記載されているとおり（訴状67頁11～25行目）ではあるが、これに係る記載は、国会事故調査委員

会報告書には存在しない。

ケ 「9 地震・津波、過酷事故に耐えられない福島第一原発」について
争う。

5 「第5章 福島第一原発事故による自治体の被害」について

(1) 柱書について

本件訴訟が地方公共団体が原告となって提起した訴訟であること、
東京電力（株）福島第一原子力発電所が大熊町及び双葉町に立地し
ていることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「第1 平成25年2月25日の調査で分かった浪江町の被害状況」について

ア 「1 ちりぢりになった住民」について

平成22年の国勢調査による浪江町の人口がおおむね訴状に記載
されているとおりであること、平成24年12月1日現在の浪江町
の人口が1万9088人と推計されていること、浪江町から福島県
内外へ住民が避難したことは認め、その余は知らないし争う。

イ 「2 大量被曝を生んだ情報非公開」について

浪江町の住民のなかに浪江町津島地区へ避難した者がいること、
平成24年8月2日開催の日本弁護士連合会主催のシンポジウムに
おいて浪江町の渡邊文星副町長が訴状に記載されている内容とおお
むね同様の報告を行ったことは認め、その余は不知。

ウ 「3 原発事故による災害関連死＝人命被害」について

訴状に引用されている朝日新聞特別報道部「プロメテウスの罠2」
に浪江町の沿岸部における被害状況に関する記述があることは認め、
その余は不知。

エ 「4 町の果たしている機能」について

浪江町が震災後二本松市に二本松事務所を開設したこと、その後二本松事務所が平成24年秋頃仮設庁舎へ移転したこと、浪江町が福島県内の福島市等に出張所を開設し、町民を対象とする情報提供、生活支援等を行っていること、浪江町が納税や保険関係の業務を継続していること、浪江町立の小中学校が二本松市内で継続していること、浪江町の小中学生数が震災後に減少したこと、浪江町が二本松市内に仮設津島診療所を開設したこと、浪江町が平成25年度からライフラインの復旧や除染などを行っていること、浪江町の西部の大半の地域が「帰還困難区域」に設定され、その他の地域も「避難指示解除準備区域」又は「居住制限区域」に設定されていること、上記3区域の定義がおおむね訴状に記載されているとおりであることは認め、その余は知らないし争う。

オ 「5 その後の浪江町の状況」について

原告の意見を除き、おおむね認める。

(3) 「第2 平成25年3月25日の調査で分かった南相馬市の被害状況」について

ア 「1 避難の実情」について

南相馬市が浪江町の北に隣接すること、南相馬市が平成18年1月1日に原町市、鹿島町及び小高町が合併して誕生した市であること、平成23年3月12日18時25分に東京電力（株）福島第一原子力発電所から20km圏内の住民に避難指示が出されたこと、同月15日11時に半径20km以上30km圏内の住民は外出せず、自宅など屋内に退避するよう指示が出されたこと、南相馬市の住民が各地へ避難したこと、南相馬市の住民数が震災前には約7万人であったことは認め、その余は知らないし争う。

イ 「2 学校と病院」について

南相馬市小高区（なお、小高区の大部分は「避難指示解除準備区域」である。）の学校が南相馬市鹿島区で再開していること、市立病院が2カ所あり現在も診療を行っていることは認め、その余は知らないし争う。

ウ 「3 市の行政機能への影響」について

南相馬市が平成24年4月1日付で市役所の組織機構を再編したこと、平成23年度の南相馬市の歳出決算額が約625億円となつたこと、平成23年3月30日に南相馬市の区域に災害救助法による救助を実施する旨の告示がなされたこと、平成23年度の南相馬市の歳入は市税が減少し地方交付税、国庫支出金が増加したこと、南相馬市が東京電力（株）に対して損害賠償請求を行ったことは認め、その余は不知。

エ 「4 困難な除染」について

南相馬市が除染事業を行っていることは認め、その余は不知。

オ 「5 避難指示解除準備区域内の帰還準備の実情」について

南相馬市小高区役所が「避難指示解除準備区域」にあることは認め、その余は不知。

カ 「6 その後の南相馬市の状況」について

原告の意見を除き、おおむね認める。

（4）「第3 函館市長の浪江町・南相馬市訪問」について

函館市長らが平成25年7月に南相馬市及び浪江町を訪問したことは認め、その余は不知。

（5）「第4 まとめ」について

訴状本文及び訴状1頁の「大間原発の事故時の被害シミュレーション」については争う。

6 「第6章 旧安全審査指針類にも新規制基準にも、重大な不備・欠陥があり安全性は確保されない。」について

(1) 「第1 旧安全審査指針類に重大な不備、欠陥があり、大間原発はその旧安全審査指針類に基づき設置許可がなされた」について

ア 「1 原子炉施設の設置許可基準」について
おおむね認める。

ただし、訴状84頁6行目及び21行目に「災害の防止上支障がないこと」とあるのは、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号については「災害の防止上支障がないもの」が、改正前原子炉等規制法24条1項4号については「災害の防止上支障がないものであること」が、それぞれ正しい。

イ 「2 福島第一原発事故の発生は旧安全審査指針類に不合理な点があつたことを意味する」について
争う。

ウ 「3 不合理的な立地評価に基づき、大間原発の設置許可がなされた」について

立地審査指針は、万一の事故に備え、公衆の安全を確保するために、原子炉は、その安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていることなどの原則的立地条件が必要であるとし、基本的目標として、重大事故の発生を仮定しても周辺の公衆に放射線障害を与えないことや、仮想事故の発生を仮想しても周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないことなどを求めていること、立地条件の適否を判断する際には、少なくとも、重大事故の場合にあっては原子炉からある距離の範囲内は非居住区域であること、仮想事故の場合にあっては原子炉からある距離の範囲内であって非居住区域の外側の

地帯は低人口地帯であることなどを確認しなければならないとしていること、重大事故及び仮想事故の解析評価は安全評価審査指針に基づいて行われること、原子力安全委員会の班目春樹元委員長の発言として訴状に引用されている記載が国会事故調査委員会報告書にあることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「第2 新規制基準では、原発の安全性は確保されない」について

ア 「1 新規制基準の制定」について

原子力規制委員会が設置許可基準規則や設置許可基準規則解釈等を定め、これらが平成25年7月8日から施行されたこと、原子力規制委員会が訴状に「①」とび「②」として記載されている内容の説明を行ったことは認め、その余は争う。

イ 「2 新基準は安全確保の根本的考え方が間違っている」について

原子力規制委員会の田中俊一委員長の発言として訴状88頁2～7行目に引用されている記載が平成25年3月19日に開催された同委員会の平成24年度第33回会議の資料にあること、同委員長の発言として同頁9～11行目に引用されている記載が平成25年4月3日に開催された同委員会の平成25年度第1回会議の議事録にあることは認め、その余は争う。

ウ 「3 必要な立地評価に係る改訂がなされた基準が策定されていない」について

原子力安全委員会の班目春樹元委員長が非現実的な立地評価をしていたとの趣旨の発言を行ったことがあること、原子力規制委員会が立地審査指針を廃止するとの決議を行っていないことは認め、その余は知らないし争う。

エ 「4 設計基準事故の原因を内部事象に限定したままとなつてゐる」について

安全評価審査指針が「事故」について「その原因が原子炉施設内にある、いわゆる内部事象をさす。自然現象あるいは外部から的人為事象については、これらに対する設計上の考慮の妥当性が、別途「安全設計審査指針」等に基づいて審査される。」としていること、訴状に引用されている記載が原子力規制委員会の発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム（当時。以下同じ。）の第2回会合資料にあることは認め、その余は争う。

オ 「5 共通要因故障を想定して新基準を策定すべきであるのに、これがなされていない」について

訴状90頁20行目～91頁5行目に引用されている記載が発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チームの第4回会合資料にあること、同頁6～8行目に引用されている記載が同検討チームの会合資料にあることは認め、その余は争う。

カ 「6 外部電源の安全基準は、未だに最低クラスである」について

東北地方太平洋沖地震により東京電力（株）福島第一原子力発電所の外部電源が喪失したこと、外部電源系は、重要度分類審査指針においてはPS-3（クラス3）に、耐震設計審査指針においてはCクラスにそれぞれ属するとされていること、訴状に引用されている記載が原子力安全委員会が作成した文書にあることは認め、その余は知らないし争う。

キ 「7 シビアアクシデント対策は、事故原因が考えられていないので、事故の進展過程が不自然で、対策は不十分である」について
原子力規制委員会が策定した新たな規制基準には共通要因による

機能喪失等に関する定めがあること、訴状93頁1～4行目に引用されている記載が発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チームの第3回会合資料である「炉心損傷防止対策について」にあること、同頁5～7行目に引用されている記載が「実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド」の「2. 2. 2 有効性評価の共通解析条件」にあることは認め、その余は争う。

(3) 「第3 小括」について

原子力発電所の安全確保が、異常発生防止対策（第1層）、異常拡大防止対策（第2層）、放射性物質異常放出防止対策（第3層）を内容とする多重防護の考え方に基づいていること、シビアアクシデント対策が安全規制の対象ではなく原子炉設置者の自主的な取組みとされていたこと、原子力規制委員会が策定した新たな規制基準にはシビアアクシデント対策に関するものがあることは認め、その余は争う。

7 「第7章 大間原発の具体的危険性（その1）想定地震の問題点」について

(1) 「第1 大間原子力発電所の北側近海海域の巨大な活断層の見落とし」について

ア 「1 北側海域の活断層の存在」について
争う。

イ 「2 北方海域活断層存在の根拠—その1—」について

活断層は地表に明白な断層が現れている場合もあるが、地表ではわからない場合もあること、M₁面が約12.6万年前に形成された海成段丘面であること、本件原子力発電所周辺ではM₁面を構成

する堆積物中に洞爺火山灰（11.5万～11.2万年前）が含まれており、これをもってM₁面を認識できること、海成段丘面が過去の海面に関連してできた平坦面が海岸線に沿って階段状に分布する地形であること、旧汀線が段丘面とその内陸側の急崖（段丘崖）との傾斜変換点を連ねた線であることは認め、その余は争う。

ウ 「3 北方海域活断層存在の根拠－その2（M2面、旧汀線高度）－」について

宮内崇裕千葉大学教授が平成21年5月21日に日本地球惑星科学連合大会において「変動帯に発達する海成段丘の波状変位が示す地殻変動は地震性？」と題する報告を行ったことは認め、その余は知らないし争う。

エ 「4 北方海域活断層存在の根拠－その3（大間崎沖の弁天島、大間崎付近の海岸段丘と離水ベンチ）－」について

大間崎沖北方約600mにある弁天島及び大間崎付近に海成段丘と離水ベンチが分布していることは認め、その余は争う。

(2) 「第2 大間原子力発電所の西側近海海域の巨大な活断層の見落とし」について

ア 「1 西側海域の活断層の存在」について
争う。

イ 「2 西側海域活断層存在の根拠－下北半島西海岸の離水ベンチとノッチ・ケーブー」について

仏ヶ浦に離水ベンチとノッチが分布していること、落石が存在していることは認め、その余は争う。

(3) 「第3 敷地の極く直近に存在する活断層の見落とし」について

ア 「1 本件敷地内の活断層の存在」について

被告電源開発がシームS-10を活断層ではない（断層でもな

い。)と評価していること、被告電源開発が本件敷地内の炉心位置北方200m付近においてT s - 1ないしT s - 3トレーナーを掘削したこと、訴状100頁に引用されている図がT s - 3トレーナーの地質展開図であること、訴状101頁に引用されている図にT s - 1ないしT s - 3トレーナーが示されていること、シームが地層に挟在する粘土質の薄層であること、逆断層は断層の上側の地盤が断層面上をのし上がる形となる断層であること、正断層は断層の上側の地盤が断層面上をすべり落ちる形となる断層であることは認め、その余は争う。

イ 「2 被告がS - 10を活断層ではないとする理由」について
被告電源開発がシームS - 10は活断層ではない（断層でもない。)と評価していること、その根拠の一つとしてT s - 4トレーナーの状況をあげていること、訴状102頁に引用されている図がT s - 1ないしT s - 4トレーナーの位置を示した図であること、訴状103頁の上部に引用されている図がT s - 4トレーナーの地質展開図であること、被告電源開発がシームS - 10がf - 2断層に切られていることからf - 2断層形成時期より後の変位は生じていないと判断していること、同頁の下部に引用されている図に貫入岩（赤色の領域。デイサイト）とそれによって生じた断層の状況が示されていること、シームS - 10が極く薄い地層であり、破碎帶ではないことは認め、その余は争う。

ウ 「3 S - 10が活断層だとしたときに検討すべきこと」について

被告電源開発がシームS - 10は活断層ではない（断層でもない。)と評価していること、被告電源開発がF - 14断層に関し採用している手法が、断層が地震発生層（深さ3kmから18km）の

上限から下限まで拡がり、断層長さと断層幅とが等しい震源断層面を想定し、地震動を算出するものであること、訴状に引用されている記載が北海道電力（株）の資料にあることは認め、その余は争う。

エ 「4 S-10が活動したときの原発の安全性」について争う。

(4) 「第4 大間北方海域断層による地震動評価」について争う。

なお、原告が主張しているような活断層は存在しない。

(5) 「第5 被告電源開発の想定地震動との比較」について被告電源開発は本件敷地北西の海域のF-14断層による地震動が本件敷地に最も影響を与えるものと評価していること、訴状111頁の下部に引用されている図がF-14断層による仮想的な地震の震源モデルの図であること、この震源モデルのパラメータのうち断層面積、地震モーメント、平均応力降下量及びアスペリティの応力降下量の各値が訴状に記載されているとおりであること、訴状112頁に引用されている図がF-14断層による仮想的な地震の応答スペクトルの図であることは認め、その余は争う。

(6) 「第6 原発の耐震設計では起こりうる最大の地震動を想定しなければならない」について

訴状113頁にいう断層面積と地震モーメントとの関係式及びアスペリティ面積と断層面積との関係式がいずれも与えられたデータに対する経験的関係式であることは認め、その余は争う。

8 「第8章 大間原発の具体的危険性（その2）テロ対策は不可能である」について

(1) 「第1 テロの現実的な危険性」について

ア 「1 福島第一原発事故の教訓—テロへの脆弱性」について

福島第一原子力発電所事故においては地震による外部電源喪失並びに津波による非常用ディーゼル発電機の機能喪失（ただし、同発電所 6 号機の 1 台は除く。）及び配電盤の故障が発生したこと、同 6 号機を除き全交流電源が喪失したこと、同 1 号機ないし 3 号機では炉心の冷却ができなくなり、炉心の溶融に至ったこと、同事故を引き起こした直接の原因が津波にあること、我が国の原子力発電所がすべて海岸線に沿って立地していることは認め、その余は不知ないし争う。

イ 「2 大間原発の立地について」について

本件原子力発電所の建設が青森県下北郡大間町において進められていること、津軽海峡が青森県と北海道との間に位置し、海洋法に関する国際連合条約 37 条に定める国際海峡であって、同条約 38 条によりすべての船舶及び航空機が通過通行権を有すること、日本の領海の幅が 12 海里（2万2224m）であること、領海及び接続水域に関する法律附則 2 項により津軽海峡が特定海域とされ、これに係る領海の幅が 3 海里（5556m。ただし、本件原子力発電所と領海の外縁との最短距離は約 9 km である。）とされていること、訴状に引用されている図が海上保安庁のホームページにあること、同図において日本の領海が海域が 3 色に区分されているうちの青色で示されていることは認め、その余は不知ないし争う。

(2) 「第 2 アメリカほか諸外国と日本のテロ対策」について

ア 「1 アメリカの B. 5. b について」について

米国では平成 13 年（2001 年）9 月 11 日の同時多発テロ事件発生後の平成 14 年（2002 年）2 月に N R C （米国原子力規制委員会）が「B. 5. b」と呼ばれるテロ対策を策定したこと、

「B. 5. b」の内容の一部は公開されていること、国会事故調査委員会報告書の参考資料1に訴状に引用されている記載があることは認め、その余は争う。

イ 「2 航空機テロについて」について

国会事故調査委員会報告書の参考資料1に訴状に引用されている記載及び表があることは認める。

ウ 「3 新規制基準によるテロ対策」について

設置許可基準規則2条2項12号及び同規則42条1ないし3号に訴状に引用されている規定があることは認め、その余は争う。

ただし、訴状121頁3行目、4行目に「テロリズム等」とあるのは、「テロリズム」が正しい。

なお、設置許可基準規則39条1項4号は、「特定重大事故等対処施設」につき同規則「第4条第2項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができ、かつ、基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること」という要件を規定しており、同規則40条は、「重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」と規定している。

(3) 「第3 小括」について

争う。

9 「第9章 大間原発の具体的危険性（その3）シビアアクシデント対策には限界がある」について

(1) 「第1 はじめに」について

原子力規制委員会が策定した新たな規制基準にはシビアアクシデ

ント対策に関するものがあること、シビアアクシデント対策が安全規制の対象ではなく、原子炉設置者の自主的な取組みとされていたこと、原子炉等規制法43条の3の6第1項3号に訴状に引用されている規定があることは認め、その余は争う。

(2) 「第2 シビアアクシデント対策がなされなければ、施設を使用してはならない」について

原子力規制委員会が策定した新たな規制基準への適合性に係る審査を終了した実用発電用原子炉施設がいまだないこと、原子炉等規制法43条の3の23第1項に訴状に引用されている規定があることは認め、その余は争う。

(3) 「第3 シビアアクシデント対策は安全対策にとって補助的である」について

原子力発電所の事故防止に係る安全確保対策がいわゆる多重防護の考え方に基づくものであること、異常が拡大したとしてもなお放射性物質の環境への多量な放出という事態を確実に防止するための対策が多重防護における第3層として位置付けられるものであることは認め、その余は争う。

(4) 「第4 共通要因故障は設計基準事故で考慮すべきで、シビアアクシデント対策で対応すべきではない」について

原子力規制委員会が策定した新たな規制基準において安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものについては、多重性又は多様性及び独立性を確保することが求められていることは認め、その余は争う。

(5) 「第5 考えられるシビアアクシデント対策は全て実行されなければならない」について

原子力規制委員会の田中俊一委員長の発言として訴状に引用され

ている記載が平成25年3月19日に開催された原子力規制委員会の平成24年度第33回会議の資料にあること、設置許可基準規則附則2項において、特定重大事故等対処施設については同規則42条に定める規定に、3系統目の常設の直流電源設備については同規則57条2項に定める規定に、それぞれ適合しないものについては、平成30年7月7日までの間はこれらの規定を適用しないことができる旨が定められていることは認め、その余は争う。

(6) 「第6 シビアアクシデントのうちの大規模損壊に対してなす術がない」について

原子力規制委員会が策定した新たな規制基準には、シビアアクシデント対策に関するものがあり、重大事故に至るおそれのある事故、重大事故、特定重大事故、大規模損壊のそれぞれに係る対策について定められていること、実用炉規則86条が大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に係る措置について規定していること、設置許可基準規則解釈55条が放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備について規定していることは認め、その余は争う。

(7) 「第7 安全に逃げられる緊急時避難計画が立てられない位置にある大間原発の建設を中止すべきである」について

ア 「1 安全に逃げられることが保障されなければならない」について

IAEAが定める安全基準においては緊急時計画の策定が必要とされていること、NRCが定める連邦規則においては緊急時計画が運転許認可発給条件の一つとなっていることは認め、その余は争う。

イ 「2 IAEAで要求する緊急時対応基準」について

訴状130頁13～18行目に記載されている内容とおおむね同様の内容がIAEAの策定する基準である「Safety of Nuclear Power Plants : Design」(No. NS-R-1, No. SSR-2/1)に定められていること、同頁19行目～131頁2行目に記載されている内容とおおむね同様の内容が「Site Evaluation for Nuclear Installations」(No. NS-R-3)に定められていることは認め、その余は争う。

ウ 「3 米国の緊急時計画基準」について
おおむね認める。

エ 「4 新基準は、安全に逃げられる緊急時計画を基準としていい」について

原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定したこと、原子力災害対策指針の前文に訴状132頁8～11行目に引用されている記載があること、原子力規制委員会の田中俊一委員長が防災計画は原発稼働の条件ではないとする旨の発言を行ったことがあるることは認め、その余は争う。

10 「第10章 大間原発で過酷事故が発生した場合の函館市の損害」について

(1) 「第1 函館市と大間原子力発電所との位置関係」について
おおむね認める。

ただし、本件原子力発電所から北方約23kmに位置するのは旧戸井町の最南端である汐首岬であり、本件原子力発電所から函館市役所本庁舎までの直線距離は約32kmである。

(2) 「第2 函館市の地域的特性と産業構造」について
おおむね認める。

ただし、津軽海峡は国際海峡ではあるが、公海ではない。

(3) 「第3 大間原子力発電所で過酷事故が発生した場合の函館市の被害」について

ア 柱書について

本件原子力発電所が全炉心にMOX燃料を装荷できるよう設計された世界初の商業発電用原子炉であることは認め、その余は争う。

イ 「1 大間原子力発電所が抱える「死の灰」とその毒性の強さ」について

本件原子力発電所の電気出力が138.3万kWであることは認め、その余は争う。

ウ 「2 チェルノブイリ原子力発電所事故及び福島原発事故との比較」について

昭和61年(1986年)4月にチェルノブイリ原子力発電所事故が発生したこと、同事故が放射性物質の外部放出を伴う深刻な事故であったこと、同事故に際して発電所周辺地域の住民が避難したことは認め、その余は知らないし争う。

エ 「3 小出裕章氏による大間原子力発電所重大事故発生時のシミュレーション」について

「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月原子力安全委員会)において防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が原子力発電所設置場所から半径8~10km以内とされており、函館市がその範囲外とされていたことは認め、その余は争う。

オ 「4 住民の避難が極めて困難であること」について争う。

カ 「5 原子力規制委員会は、避難計画も含めて立地審査すべきである」について

原子力規制委員会の田中俊一委員長が訴状に記載されている発言を行ったことは認め、その余は争う。

なお、地域防災計画は、法令により、地方公共団体が作成し、実施するものとされている。

キ 「6 函館市の存立の危機」について
争う。

(4) 「第4 チェルノブイリ原発事故級又は福島第一原発事故級の過酷事故に至らなくても函館市の被害は甚大である」について

ア 「1 放射性物質による被害」について

大気中に放出されたよう素が牧草等に沈着することがあり、昆布等の海藻類が海水に含まれるよう素を濃縮する性質を持つこと、よう素が牧草に沈着した場合に、牧草・牛・牛乳という経路をたどり人体に摂取される可能性があること、よう素 131 Iが人体に摂取された場合、それにより受ける放射線の量いかんによっては甲状腺がなどを起こす可能性があること、昭和32年(1957年)10月にイギリスのウインズケール(現セラフィールド)のプルトニウム生産炉で原子炉事故が起きた際周辺地域で生産された牛乳の使用が禁止されたことは認め、その余は争う。

イ 「2 風評被害」について

函館市に年間約450万人近い観光客が訪れること、平成22年国勢調査に基づく函館市における就業者総数に対する各産業別就業者数の占める割合が訴状に記載されているとおりであること、訴状に引用されている平成11年10月29日付毎日新聞に東海村臨界事故の被害額の算出に関する報道があること、函館市が漁業及び水産加工業が盛んな地域であること、北斗市及び七飯町が農業の盛んな地域であることは認め、その余は知らないし争う。

(5) 「第5まとめ」について

争う。

11 「第11章 結論」について

争う。

以上